

私の履歴整理表

記入見本(①~⑦の順番にご入力ください。)

〇年登録記録簿をスムーズに行うため、ご自身の履歴を整理してみましよう。記入見本を参考に、わかる範囲でご記入ください。

氏名	年	住所	職業	船員/船内員	納	免	3号	任	共	カラ	空欄
年金花子	昭和41	大阪市	4月〇〇大学入学								
学校や勤め先等 (白紙等 任意記載可)	昭和43	大阪市	国民年金加入(卒業まで親が支払い)								
年金花子	昭和44	アメリカ	9月アメリカへ留学								
学校や勤め先等 (白紙等 任意記載可)	昭和45	アメリカ	8月アメリカより帰国								
年金花子	昭和46	江東区	3月〇〇大学卒業、4月〇〇フェリー入社								
学校や勤め先等 (白紙等 任意記載可)	昭和47	神戸市	1年間フェリーに勤務								
年金花子	昭和48	神戸市	9月〇〇フェリー退社、10月△△商事入社								
学校や勤め先等 (白紙等 任意記載可)	昭和49	神戸市									
年金花子	昭和50	大阪市	12月△△商事退社								
学校や勤め先等 (白紙等 任意記載可)	昭和51	大阪市									
年金花子	昭和52	大阪市									
学校や勤め先等 (白紙等 任意記載可)	昭和53	大阪市									
年金花子	昭和54	大阪市									
学校や勤め先等 (白紙等 任意記載可)	昭和55	大阪市									
年金花子	昭和56	大阪市									
学校や勤め先等 (白紙等 任意記載可)	昭和57	大阪市									
年金花子	昭和58	大阪市									
学校や勤め先等 (白紙等 任意記載可)	昭和59	大阪市									
年金花子	昭和60	大阪市									
学校や勤め先等 (白紙等 任意記載可)	平成1	大阪市									

①氏名をご入力ください。

②生年月日をご入力ください。

③詳細な加入状況、納付状況、当時お住まいの市区町村名、国名をご入力ください。

④変更前の氏名等をご入力ください。

⑤家族の出来事をご入力ください。(記憶を思い出すのに有効です。)

⑥プルダウンより、当該月に入力しているものを選択してください。なお、まとめて選択される場合は、上欄のボタンを使用してください。(範囲選択→ボタン使用で入力完了です。)

⑦厚...厚生年金加入期間(船内員の期間は「船」を選択ください。)

船...船員保険加入期間

納...国民年金1号納付

免...国民年金免除期間

3号...国民年金3号納付

任...国民年金任意加入期間

未納...国民年金未納期間

共...共済年金加入期間

カラ...合算対象期間※

婚姻、配偶者の勤め先、氏名変更等

1月 2月 3月 4月 5月 6月 7月 8月 9月 10月 11月 12月

年 金 制 度 の 重 要 事 項

具体的内容については、ホームページをご参照ください。

<国民年金の特例納付実施①>

船員保険加入期間(船内員含む。)は、昭和61年3月以前は4/3倍(船員3ヶ月=厚年4ヶ月)、昭和61年4月~平成3年3月は6/5倍(船員5ヶ月=厚年6ヶ月)、平成3年4月以降は、等倍(船員=厚年)で計算されます。

<国民年金の特例納付実施②>

<国民年金の特例納付実施③>

<3号被保険者適用開始>

1月 離婚 (旧姓:〇〇花子)

9月 父死去

10月 卒業を機に

※裏面に続く

※老齢基礎年金などの受給資格期間をみる場合に、期間の計算には入れるが、半割には記載されていない期間のことです。年金額に反映されないためカラ期間と呼んでいます。
合算対象期間とは、
(1)昭和61(1986)年3月以前に、国民年金に任意加入できる人が任意加入しなかった期間、
(2)平成3(1991)年3月以前に、学生であるため国民年金に任意加入しなかった期間、
(3)昭和36(1961)年4月以降現外に居住していた期間、などがあります。

船員、坑内員の特例が反映された期間が表示されます。

月数計算シート

厚生年金 (実期間 105月)	109月	国民年金 (0月)	127月	合計	236月
1号納付	97月	1号免除	0月	3号納付	30月
任意納付	0月	未納	0月	未納割合	0.0%

※①②③で、「要件なし」の場合、右記「計算シート」を入力してください。

①対象となる加入期間①②③で、「要件なし」、生年月日が昭和26年4月1日以前の場合は、男性40歳、女性35歳以後の厚生年金、船員保険の加入期間(生年月日の前日が属する月から)をご入力ください。

※①②③で、「要件なし」の場合、右記「計算シート」を入力してください。

対象となる加入期間	月数	受給要件となる月数	要件の有無	男性(40歳以後)	女性(35歳以後)	突期間	月数	突期間	月数
①国民年金+厚生年金(坑内員含む)+船員保険+共済年金	236月 /	300月	要件なし	厚生年金加入月数(坑内員除く)	厚生年金加入月数(坑内員除く)		0.00		0.00
②厚生年金(坑内員含む)+船員保険+共済年金(昭和31年4月1日以前にお生まれの場合)	109月 /	240月	要件なし	船員、坑内員加入月数(昭和61年3月以前)	船員、坑内員加入月数(昭和61年3月以前)		0.00		0.00
③厚生年金(坑内員含む)+船員保険(昭和26年4月1日以前にお生まれで、男性40歳、女性35歳以後に加入された期間がある場合)	0月 /	228月	要件なし	船員、坑内員加入月数(昭和61年4月から平成3年3月まで)	船員、坑内員加入月数(昭和61年4月から平成3年3月まで)		0.00		0.00
④国民年金(老齢福祉年金)(大正5年4月1日以前にお生まれの場合)				船員、坑内員加入月数(平成3年4月以降)	船員、坑内員加入月数(平成3年4月以降)		0.00		0.00
計				計	計		0	0	0

計算シートにおいても、「要件なし」の場合は、最終チェックとして、枠内が表示されます。「要件あり」の場合は、表示されません。

↓↓↓ただし、下記の場合は、受給要件に該当いたします。↓↓↓

- 昭和29年4月以前から引き続き15年間に坑内員として12年以上加入した場合。
- 昭和27年4月1日以前に生まれた方で、昭和61年3月31日までに、漁船員の特例(突期間 11年3ヶ月以上)を満たしている場合。
- 退職共済年金の特例受給の資格期間を満たしている場合。
- 恩給などの旧制度で老齢(退職)給付を受けられる場合。

私の履歴整理表

〇年金記録確認をスムーズに行うため、ご自身の履歴を整理してみましよう。記入見本を参考に、わかる範囲でご記入ください。

氏名 生年月日 昭和 年 月 日 厚 船員/坑内員 納 免 3号 在 未納 共 カラ 空欄

年	年齢	学校や勤め先等 (自営業、専業主婦等)	住 所 (市区町村,海外)	婚姻、配偶者の勤め先、 氏名変更等	年金制度の重要事項	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	四年	厚年	飛落	カラ
昭和17	(1942)	16																0	0.00	0	0
昭和18	(1943)	17																0	0.00	0	0
昭和19	(1944)	18																0	0.00	0	0
昭和20	(1945)	19																0	0.00	0	0
昭和21	(1946)	20																0	0.00	0	0
昭和22	(1947)	21																0	0.00	0	0
昭和23	(1948)	22																0	0.00	0	0
昭和24	(1949)	23																0	0.00	0	0
昭和25	(1950)	24																0	0.00	0	0
昭和26	(1951)	25																0	0.00	0	0
昭和27	(1952)	26																0	0.00	0	0
昭和28	(1953)	27																0	0.00	0	0
昭和29	(1954)	28																0	0.00	0	0
昭和30	(1955)	29																0	0.00	0	0
昭和31	(1956)	30																0	0.00	0	0
昭和32	(1957)	31																0	0.00	0	0
昭和33	(1958)	32																0	0.00	0	0
昭和34	(1959)	33																0	0.00	0	0
昭和35	(1960)	34																0	0.00	0	0
昭和36	(1961)	35																0	0.00	0	0
昭和37	(1962)	36																0	0.00	0	0
昭和38	(1963)	37																0	0.00	0	0
昭和39	(1964)	38																0	0.00	0	0
昭和40	(1965)	39																0	0.00	0	0

<国民年金保険料納付開始>

年	年齢	学校や勤め先等 (自営業、専業主婦等)	住所 (市区町村,海外)	婚姻、配偶者の勤め先、 氏名変更等	年金制度の重要事項	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	国庫	0.00	支給 方針		
昭和41	(1966)																		0	0.00	0	0
昭和42	(1967)																		0	0.00	0	0
昭和43	(1968)																		0	0.00	0	0
昭和44	(1969)																		0	0.00	0	0
昭和45	(1970)																		0	0.00	0	0
昭和46	(1971)																		0	0.00	0	0
昭和47	(1972)																		0	0.00	0	0
昭和48	(1973)																		0	0.00	0	0
昭和49	(1974)																		0	0.00	0	0
昭和50	(1975)																		0	0.00	0	0
昭和51	(1976)																		0	0.00	0	0
昭和52	(1977)																		0	0.00	0	0
昭和53	(1978)																		0	0.00	0	0
昭和54	(1979)																		0	0.00	0	0
昭和55	(1980)																		0	0.00	0	0
昭和56	(1981)																		0	0.00	0	0
昭和57	(1982)																		0	0.00	0	0
昭和58	(1983)																		0	0.00	0	0
昭和59	(1984)																		0	0.00	0	0
昭和60	(1985)																		0	0.00	0	0
昭和61	(1986)																		0	0.00	0	0
昭和62	(1987)																		0	0.00	0	0
昭和63	(1988)																		0	0.00	0	0
昭和64	(1989)																		0	0.00	0	0
平成2	(1990)																		0	0.00	0	0
平成3	(1991)																		0	0.00	0	0
平成4	(1992)																		0	0.00	0	0
平成5	(1993)																		0	0.00	0	0
平成6	(1994)																		0	0.00	0	0
平成7	(1995)																		0	0.00	0	0
平成8	(1996)																		0	0.00	0	0

月数計算シート

厚生年金 (実期間 0月)	0月 共済期間	0月 国民年金	合計 0月
	カラ期間 0月		
		1号納付 0月	3号納付 0月
		1号免除 0月	
		任意納付 0月	未納割合 #DIV/0!

※①②③で、「要件なし」の場合、右記「計算シート」を入力してください。

○計算シート(赤枠内を入力してください。)

対象となる加入期間	月数 / 受給要件となる月数	要件の有無	実期間	月数	女性(35歳以後)	実期間	月数
① 国民年金+厚生年金 (坑内員含む) + 船員保険+共済年金	0月 / 240月	要件なし		0.00	厚生年金加入月数 (坑内員除く)		0.00
② 厚生年金 (坑内員含む) + 船員保険+共済年金 (昭和31年4月1日以前にお生まれの場合)	0月 / 240月	要件なし		0.00	船員、坑内員加入月数 (昭和61年3月以前)		0.00
③ 厚生年金 (坑内員含む) + 船員保険 (昭和26年4月1日以前にお生まれで、男性40歳、女性35歳以後に加入された期間がある場合)	0月 / 180月	要件なし		0.00	船員、坑内員加入月数 (昭和61年4月から平成3年3月まで)		0.00
④ 国民年金 (老齢福祉年金) (大正5年4月1日以前にお生まれの場合)				0.00	船員、坑内員加入月数 (平成3年4月以降)		0.00
計			0	0	計	0	0

↓↓↓↓ただし、下記の場合は、受給要件に該当いたしません。↓↓↓↓

- 昭和29年4月以前から引き続き15年間に坑内員として12年以上加入した場合。
- 昭和27年4月1日以前に生まれた方で、昭和61年3月31日までに、漁船員の特例 (実期間 11年3ヶ月以上) を満たしている場合。
- 退職共済年金の特例受給の資格期間を満たしている場合。
- 恩給などの旧制度で老齢 (退職) 給付を受けられる場合。